

# 生徒心得

## 1 礼儀

- 互いに親しみ合うために、自然で明るく礼儀正しくすること。
- (1) 長上には敬意を表し、生徒同士においても、互いに敬意を持って挨拶する。また、来客に対して礼を失しないこと。
  - (2) 授業や集会の前後は黙想の後、起立して正しく礼をする。
  - (3) 正しく美しい言葉を遣うこと。

## 2 登校下校

- (1) 通学の際には学校指定の制服を着用すること。
- (2) 8時00分までに、昇降口を通過し、8時10分のHRに遅れないよう余裕をもって教室へ入る。
- (3) 始業後に登校したものについては職員から職員室で入室許可を受ける。
- (4) 公共交通機関の中では公德を重んじ、高齢者や幼児、体の不自由な人に席をゆずるなど、本校生徒として自覚ある行動につとめる。
- (5) 放課後は速やかに下校する。その後は関係教師の指導または、その許可を受けた者以外は居残らない。
- (6) 生徒の完全下校は原則として19時30までとする。
- (7) 休業中、又は下校後所用で登校した場合は教師に必ず申し出て許可を受ける。
- (8) 紫外線防止のため、日傘や華美でない色のアームカバーの使用は登下校時のみ許可する。

## 3 校内生活

- (1) 校内では規律のある行動を心がけ、秩序と静粛を守る。校舎内や中庭で大声を発したり、暴れたりする行為、また球技等を禁止する。
- (2) 登校後は無断で校外に出ない。外出の必要があるときには、外出許可証に必ず担任と生徒部の許可を受けて外出する。
- (3) 学習を通じて自分の人格を形成するのが生徒の本分である。真剣に自発的に学ぶ態度を養う。
- (4) 考査は真摯な態度で受け、不正行為は絶対にしない。
- (5) 集会は5分前集合の精神で臨み、秩序と静粛を守る。
- (6) 始業前及び放課後以外は、部室に立ち入らない。
- (7) 校内においての政治活動を禁止する。

## 4 携帯品

- (1) 貴重品、多額の金銭及び学用品以外の不必要な物を持ってこない。
- (2) 全ての所持品には名前を記入する。
- (3) 生徒手帳（在学証明書）は常に携帯する。
- (4) 携帯電話やスマートフォン・スマートウォッチ等は登校時校内に入る前に電源を切り、教室に入る前にロッカーに入れること。また、放課後は校外に出た後から電源を入れること。

## 5 届・提出物

- (1) すべての文書による願い及び届けは、学校長宛、組担任経由で行う。（欠席、忌引等）
- (2) 休学、復学、転校、退学の必要あるときは保護者等が出校の上、規定様式の文書によって願い出る。
- (3) 事故等による遅刻、早退、欠課等の際には、保護者が捺印の上、必ず生徒手帳に記載し、担任に届ける。
- (4) 忌引は、父母7日間、祖父母・兄弟姉妹3日間、曾祖父母・従姉妹従兄弟・伯叔父母は1日とする。
- (5) 病気などやむを得ない理由により異装で通学するときは、その理由を書いて担任を通して生徒指導主事の許可を受ける。
- (6) 校内に掲示する際には、原文を生徒指導主事に提出して許可を受ける。
- (7) 校内で集会をもつときは、生徒指導主事の許可を受ける。
- (8) 校内で会やクラブなどを組織したりこれに参加しようとするときは、生徒指導主事の承認を受ける。
- (9) 学校施設を使用するとき、また破損した場合には、組担任あるいは顧問に届け出てその指示を受ける。
- (10) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ないときは、許可願いを事前に届け出て、学校の許可を得る。無断アルバイトは、特別指導の対象となる。
- (11) 校納金、その他学校に納入する金銭、その他の提出物は、提出するまでロッカーで管理する、身につける等、管理を徹底する。
- (12) 部活動、クラス等で、歓迎会、送別会、親睦会等を催す場合は、茶話会程度とし、関係教師に届け出て、学校の承認を得て学校内の施設を使用する。

## 6 美化作業

- (1) 校舎、校具は、常に清潔にして破損しないよう注意する。
- (2) 紙屑、塵などは、確実にゴミ箱に捨て、散乱した紙屑などは、自ら進んで整理する。
- (3) 下校の際、各教室は最後の人が消灯し、戸締りを行う。
- (4) 日直は、始業前より放課後までの教室整備美化に責任を持つ。

## 7 校外生活

- (1) 喫煙、飲酒等はいかなる場合でも禁止する。
- (2) 本校生徒であることを自覚して、風紀上好ましくない場所には絶対立ち入らない。
- (3) 夜間の外出は保護者等が同伴した場合のみ許可する。
- (4) 男女間の交際は公明正大であるように努める。
- (5) 生徒同士で外泊しない。

## 8 服 装

質素清潔を旨とし、品格を尊び、派手でないものに努める。

- (1) 男子……………学校指定の校章入り学生服とする。  
上衣左襟に所定の学年組章をつける。開襟シャツのときは、左胸に学年組章をつける。
- (2) 女子……………学校指定の制服とする。その下に所定のブラウス、黒紐ネクタイを付ける。  
夏服は本校指定の半袖ブラウス、スカート・スラックスとする。また、学校指定のベストセーターの着用も可とする。夏冬制服ともに左胸に学年組章をつける。
- (3) 靴……………スポーツシューズ・革靴を原則とし、派手でないもの、高価でないものとする。
- (4) 靴下……………靴下は、学校の基準に合った白色、黒色の物とする。くるぶしが隠れる長さで、華美でないワンポイントのみ可。ストッキング、タイツはベージュ色と黒色とする。

## 9 頭 髪

- (1) 清潔で、すっきりした髪型とする。前髪は目にかからないように整える。顔の表情が見える状態（進学・就職等に適した髪型）にすること。
- (2) 男子の横髪は自然な状態で耳周りが見えるように整え、後ろ髪は襟までの長さとする。
- (3) 女子は後髪が肩にかからない長さとする。長髪の場合はゴムやピン（黒、紺、茶）で整える。  
また、耳の後ろ程度の高さで1つまたは2つで結ぶ。リボンは認めない。
- (4) 染髪・髪を加工すること、整髪料は禁止する。
- (5) 眉毛を整えることは認めるが、描くことは禁止する。

## 10 その 他

- (1) 鞆・バッグ……………① 通学用カバンについては、華美でない色でボストン型・リュック型のいずれかとする。  
② サブバッグとして別のカバンも使用することができる。但し、華美でない色で、ボストン型、リュック型、手提げカバンのいずれかとする。
- (2) ベルト……………色は黒・紺・茶系統の派手でないものとし幅は2.5cm以上とする。
- (3) 爪・化粧等……………危険なので爪は伸ばさない。化粧、その他人工的加工は一切禁止する。
- (4) アクセサリー……………指輪、ペンダント、ネックレス、イヤリング、ピアス、サングラスなどのアクセサリーはつけない。
- (5) アイプチなど身体に手を加えることを禁止する。
- (6) セーター類……………男子は目立たない色で無地のもの。女子は本校指定のものとする。
- (7) 防寒具……………コート等は黒または、濃紺の市販のコート・ダウンジャケットの着用を認める。  
マフラーは華美でない色で、長さは150cm以内とする。  
ネックウォーマーはマフラーに準ずる。  
※コート、マフラーは、校舎内では着用しない。

- (10) インナー      女子      夏服着用時は白色または黒色  
                         男子      白色のシャツ（夏服・中間服時）

## 11 交 通 安 全

近年、自動車、二輪車の事故が激増し、毎年全国で1万人を超える死者を出すにいたり、大きな社会問題となっている。命を守るため交通安全に対する認識を高め、人命の尊重を念頭において本校の基本方針を確認し、下記のような規則及び指導方針を定める。

※本校の指導方針「免許をとらない・車に乗らない・買わない」

- (1) 理由として
  - ① 学校が交通の便利なところにあるので通学に必要なない。
  - ② 高校生の日常生活上、遊び以外にはほとんど使用目的がない。
  - ③ 生活指導上の問題行動や事故を起こすことが多い。
  - ④ 貸し借り、修理、事故補償、交通違反等での金銭上のトラブルが考えられる。
- (2) 特別許可について
  - ① やむを得ない事情で免許を取得しなければならない場合は、学校が「特別許可」をする。
  - ② 特別許可を願い出る場合は、保護者がその理由を付けて許可願を提出し、学校が審議して決定する。
- (3) 特別指導について
  - ① 二輪（バイク）及び四輪の免許無断取得が判明した場合。
  - ② 二輪（バイク）及び四輪での通学が判明した場合。
  - ③ 道路交通法違反及び事故（加害的）を起こした場合。

※上記校則違反については卒業まで免許証を保護者等が管理するとともに、特別指導の対象とする。

### (4) 自転車通学について

自転車で通学を希望する生徒は、自転車通学許可申込書に必要事項を記入し（任意保険に必ず加入）、代金（200円）を添えて各学年自転車担当教員に提出する。通学距離の制限はない。許可証を提出後、ブレーキ・ライト・二重ロック・防犯登録・任意保険への加入確認を行い、以下の通り「自転車通学許可証」を交付する。

- ① 「自転車通学許可証」の交付について
- ア 通学には自転車通学許可証（ステッカー）のついた自転車を使用すること。自転車通学許可証のない自転車での通学は認めない。
  - イ 自転車通学許可証（ステッカー）は交付後直ちに自転車後輪の泥よけの反射板の前後に貼り付けること。
  - ウ 自転車通学許可証（ステッカー）は自転車が変わるたびに、その都度各学年自転車担当教員に代金を添えて所定の手続きをとること。
  - エ 交通安全教室を受講し、交通規則を身につけること。
  - オ 家から近隣の駅まで自転車で通う場合、ステッカーの購入は必要ないが、自転車通学許可証のみを記入し提出すること。
- ② 交通安全について
- ア 通学にあたっては交通道徳を遵守し、自己のみならず歩行者等に対しても交通安全を確保するよう常に努めること。（左側通行で走行する。許可のない歩道の走行・イヤホンやヘッドホンを聞きながらや携帯電話スマートフォンを使用しながらの走行は禁止。）
  - イ 校内では自転車は押して歩くこと。
  - ウ 自転車は指定された場所に駐輪すること。
  - エ 自転車本体には、防犯登録シールを貼付すること。
  - オ きちんと整備された自転車（ブレーキ・ライト・鍵）を使用すること。  
整備されていない自転車の使用は認めない。
  - カ 雨天時の傘さし運転は非常に危険なので絶対にしないこと。雨天時に自転車で通学する場合はレインコートを使用すること。（レインコートは特に指定しないが、遠くからはっきり見えるものにする。）
  - キ 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）は通学における使用は認めない。
- ③ その他
- ア 自転車通学許可証のないものは自転車通学を許可しない。（新入生については、自転車通学証を発行する前に通学許可を出すことがあるが、連絡があるまでは公共の交通機関で通学のこと。）
  - イ 条規に違反した場合、自転車許可証を一時停止することがある。
  - ウ 努力義務としてヘルメットの着用を推奨する。